

令和 7 年度 基礎学力向上のための学習支援員派遣要項(中学校)

(令和 7 年 1 月 23 日 学校教育課長決裁)

1 趣旨

学習指導に関する能力を備えた外部人材を学習支援員として那覇市立中学校へ派遣し、学力の向上を図る。

2 学習支援員の派遣期間

学習支援員の派遣期間は、令和 7 (2025) 年 4 月 14 日から令和 8 (2026) 年 3 月 6 日までとする。

3 学習支援員の選考

学習支援員は、教員免許取得者、教職経験者、その他学習指導に関する能力を備えた者で申込書の提出があった者を学校教育課で面接し、学校教育課長が決定する。

4 学習支援派遣校の決定

学校教育課長は、学習支援員の派遣校を決定し、市立中学校へ派遣する。ただし、同一の中学校への派遣は原則として最長 3 年とする。

5 学習支援員の業務

- (1) 学習支援員は、教科担当教諭と連携・協力し、通常学級において生徒に対する学習支援を行う。
- (2) 学習支援員の支援対象学年は第 1 学年とし、教科は数学科とする。
- (3) 支援形態はティームティーチングとし、学習支援員は T 2 として支援する。
- (4) 2 週間に 1 回 (1 時間) は教科担当教諭との連絡調整の時間を設け、支援対象生徒の検討や支援計画を行うことができる。

6 業務に当たらないもの

学習支援員は他教職員と雇用形態が異なるため、下記の業務は行えない。

- (1) テストの監督や採点業務
- (2) 教科担当教諭不在時に単独で授業を行うことや教員の補充 (教員免許取得、教職経験の有無を問わない)。
- (3) 教科担当教諭等への指導
- (4) その他、本要項に定めのない補習や学校行事運営への従事等

7 学習支援員の派遣

- (1) 学習支援員の派遣時間は、1 学級につき 1 週あたり授業時数 3 時間を目途とし、割り当てられた予算の範囲内において、校長と学習支援員との調

整により決定する。

- (2) 支援内容や支援対象生徒について連絡調整する時間は2週間に1時間程度とする。

8 報償費

学習支援員には、授業時数1時間あたりの報償費を支払う。1時間あたりの報償費の額は次のとおりとする。

- (1) 教員免許取得者、教職経験者 2,000 円
- (2) (1)以外の者(例：大学生、学習塾の講師経験者) 1,500 円

9 活動報告

学習支援員は、月ごとに次に掲げる事項を記載した報告書を作成し、校長の承認を得た後に翌月の5日までに学校教育課長に提出する。

- (1) 支援を実施した日の活動状況(時間・対象学級・支援内容)
- (2) 教科担当教諭との支援計画の時間及び検討内容、教科担当教諭名

10 実績報告

学習支援員は、事業終了後、「学習支援事業実践報告書」を学校教育課長に提出する。

11 守秘義務

学習支援員は、業務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。その業務を退いた後も同様とする。

12 依頼の取り消し

学校教育課長は、学習支援員が次の事項のいずれかに該当すると認めた場合は、依頼期間中であっても依頼を取り消すことができる。

- (1) 学習支援員として不適当と認められる行為をした場合
- (2) 指導態度が不良、または学習指導に関する能力が不十分で改善の見込みがないと認められる場合
- (3) 心身の故障その他の理由により学習支援員の職務が遂行できなくなった場合
- (4) 派遣の必要がなくなった場合

13 その他

この要項に定める内容の他、学習支援員の派遣に関し必要な事項は学校教育課長が定める。

付 則

この要項は、令和7年4月1日から施行する。